

[事案 23-198] がん給付金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

乳癌に罹患し、ガン診断給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないため支払を拒否されたことを不服とし、ガン診断給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月、「左乳癌」と告知され、入院、手術を受け、最終病理組織診断名は「非浸潤性乳管癌、病期 0、TNM分類 TisN0M0、非浸潤性」と診断確定された。このため、申立契約に基づき給付金の請求をしたところ、ガン入院・手術給付金は支払われたが、ガン診断給付金の支払いを拒否された。非浸潤性癌はガン診断給付金の支払対象にならないとは約款に書かれておらず、納得できないので、支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人のガンは「上皮内新生物」に該当し、約款が規定するガン診断給付金の支払事由である「ガン（上皮内新生物を除く）」に該当しないので、ガン診断給付金の支払い請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条を適用して、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 約款の規定

申立契約の約款は、ガン診断給付金の支払事由について「被保険者が責任開始日（略）以後の保険期間中に責任開始日前を含めて初めてガン（上皮内新生物（別表 2）を除きます。）と診断確定されたとき」と規定しており、ガンの定義については「別表 2 に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。」と規定している。

そして、別表 2 では「対象となる悪性新生物及び上皮内新生物（「ガン」）とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。」と規定しており、上皮内新生物の分類項目としては「D00～D07、D09」が掲げられている。

また、別表 2 の備考では「上皮内新生物とは、1987 年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第 4 版」で、病期分類が 0 期の上皮内癌を含みます。（略）」と規定している。

(2) 申立人の疾病が悪性新生物に該当するかについて

ICD-10 の補足資料である ICD-O によると、「非浸潤性乳管癌」は「M8500/

2」の「導<乳>管内癌、非浸潤性NOS」に該当し、腫瘍の性状コード「/2」は「上皮内癌」であるとされており、ICD-10の分類項目においては「D05.1 乳管内の上皮内癌」に該当し、ICD-10の分類項目において「D05.1」の申立人のガンは、上皮内新生物として取り扱うことが妥当と考えられる。

また、「TNM悪性腫瘍の分類 改訂第4版」によると、乳腺腫瘍のTNM臨床分類において「非浸潤性乳管癌」は「Tis」に分類され、病期分類において「Tis」は「0期」に該当するとされ、TNM臨床分類の一般的な定義では、「Tis」は「上皮内癌」を指すとされていることから、申立人のガンは病期分類が0期の上皮内癌に該当し、上皮内新生物として取り扱うことが妥当と考えられる。

従って、申立人のガンは上皮内新生物に該当し、ガン診断給付金の支払対象となるガンには該当しないと云わざるを得ない。

(3) 申立人の主張について

申立人は、医師より左乳癌と告知されていることをもって、診断給付金が支払われる「ガン」であると主張するが、約款上、ガンの診断確定は病理組織学的所見等により行なうものとされていることからすると、医師の告知内容をもって、申立人の疾病を給付金の支払対象となる「ガン」に該当すると認めることはできない。

申立人の主張の根底には、申立契約の約款を見ても、これがガン診断給付金の支払対象となる「ガン」に該当しないことが容易に判断できないことにあると思われるが、「ガン」の意味自体が一義的でない以上、支払対象となる「ガン」について、医学的な見地から定義することは必要なことといえ、申立契約の約款における上記のような「ガン」の定義は、定義として不相当とはいえない。